

○学校法人久留米工業大学役員報酬規則

(平成13年4月1日 制定)

(目的)

第1条 この規則は、学校法人久留米工業大学寄附行為第59条の規定に基づき、学校法人久留米工業大学の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(理事長、常務理事の報酬)

第2条 役員のうち、理事長及び常務理事の報酬は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める指定職俸給表を準用して次に定める号俸とし、当該号俸の年間支給額の範囲内において年俸で定める。

- (1) 理事長 4号俸相当
- (2) 常務理事 2号俸相当

(年俸及び支給方法)

第3条 年俸の額の算定は、次に定めた額の合算額とする。

- (1) 各号俸の月額相当額に12を乗じて得た額
- (2) 期末手当及び勤勉手当相当額

2 支給方法は、前項により算出した額の合計額に12分の1を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）を毎月、学校法人久留米工業大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第36条第1項に定める日に口座振り込みにより支給する。

(その他の役員の報酬)

第4条 理事長及び常務理事以外の役員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 学外理事 月額 40,000円
- (2) 学内理事 月額 20,000円
- (3) 常勤監事 月額 300,000円
- (4) 非常勤監事 月額 30,000円

2 前項の規定に関わらず、前項第1号に規定する学外理事及び第4号に規定する非常勤監事が理事会又は本法人の招集する会議等で業務を行った場合、1日につき5,000円を手当として支給する。

3 第1項第4号の規定に関わらず、非常勤監事が監査業務を行った場合、1日につき10,000円を監査手当として支給する。

4 前2項の場合における手当の支給は、業務を行った月の翌月に行う。

(月の途中で就任又は退任した場合の給与)

第5条 役員が月の途中で就任又は退任した場合の報酬は、給与規則第36条第5項の規定に準じて、日割によって支給する。

2 役員が死亡した場合の報酬は、給与規則第36条第4項の規定に準じて支給する。

(報酬の減額)

第6条 特別の事情がある場合は、本人の申し出に基づき、第2条及び第4条に定める報酬を減額することができるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 学校法人久留米工業大学役員給与規程（昭和63年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年2月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。